

アーキビスト認証委員会（第 29 回）議事の記録

1 開催日時 令和 7 年 3 月 6 日（木） 14 時 30 分～16 時 24 分

2 開催場所 国立公文書館 4 階会議室

3 出席者

（委員長）	高埜 利彦	（学習院大学名誉教授）
（委員長代理）	大友 一雄	（国文学研究資料館名誉教授）
（委員）	井口 和起	（京都府立京都学・歴彩館顧問）
	大賀 妙子	（国立公文書館アドバイザー）
	太田 富康	（元埼玉県立文書館副館長）
	福井 仁史	（国立公文書館首席研究官）

※井上由里子委員（一橋大学大学院教授）は欠席

（国立公文書館）	鎌田 薫	館長
	山谷 英之	理事
	中島康比古	統括公文書専門官
	田中 昭男	首席公文書専門官
	小宮山敏和	上席公文書専門官

（参考人）	福田 真希	（神戸大学大学文書史料室室長、大学院教授）
	松下 正和	（神戸大学地域連携推進本部特命准教授）
	野呂理栄子	（神戸大学大学文書史料室室長補佐）
	熊本 史雄	（駒澤大学教授）
	佐々木 真	（駒澤大学教授）
	加藤 聖文	（駒澤大学教授）

※参考人は、議題 2 の該当部分のみ出席

4 議題

- （1）令和 6 年度認証アーキビストの認証の実施結果について
- （2）認証アーキビスト審査細則第 2 条に定める科目・研修について
- （3）認証アーキビストの登録料及び更新料の見直しについて
- （4）認証アーキビスト審査規則・同細則、准認証アーキビスト審査規則の改正について
- （5）認証アーキビストの認証更新に係る申請受付・審査・公表方法について
- （6）その他

5 概要

○高埜委員長 ただいまから、第 29 回アーキビスト認証委員会を開会する。

本日の委員会は、井上委員からご欠席の連絡があり、6 名の委員のご出席にて開催する。
アーキビスト認証委員会規則第 7 条第 1 項により、議決を行うことができる定数に達している。

はじめに、鎌田薫館長よりご挨拶を頂戴したい。

○鎌田館長 大変お忙しい中、先生方にはご出席賜り、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、議事次第にあるとおり、最初に、今年度実施した認証アーキビストの認証結果について確認いただく。続いて、新たに設けられた大学院修士課程の科目の追加並びに認証アーキビストの登録料及び更新料の見直しについて確認いただき、その上で認証アーキビスト審査規則等の改正について確認いただく。次に、認証アーキビストの更新申請について、申請受付から結果の公表までの流れを確認いただき、結果の公表方法についてご意見を頂戴できればと思う。最後に、新たな試みである認証アーキビストセミナーの開催をはじめとする、本年度実施したアーキビスト認証の普及・啓発活動について報告する。

なお、この場を借りて、最近の当館の取組を紹介申し上げる。

まず、展示に関して、1月18日から2月24日まで、令和6年度第3回企画展「「普選」と「婦選」―選挙権の拡大とその歴史―」を開催し、好評をいただいた。3月20日からは、令和7年春の特別展「書物がひらく泰平―江戸時代の出版文化―」を開催する予定である。お時間のあるときに、ぜひご覧いただきたい。

このほか、1月31日には、国内外のアーカイブズ機関における実務者を対象とした、国際オンラインセミナー「紙媒体のアーカイブズ資料の保存修復」を開催した。また、新たな取組として、当館が所蔵する資料を用いた動画・クイズ・資料集で構成される「学習コンテンツ」を作成し、1月から公開を始めた。当館ホームページで閲覧できるので、ぜひご覧いただきたい。

最後に、新たな国立公文書館の動きについて、報告申し上げる。昨年9月の委員会において紹介したとおり、8月に「新館開館に向けた国立公文書館のビジョン」を発表し、全館を挙げて、その実現に向け取り組んでいる。現在、新館は令和11年度末の開館を予定している。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りたい。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○高埜委員長 ありがとうございます。

なお、鎌田館長、山谷理事は、公務により、ここでご退出される。

(鎌田館長、山谷理事、退室)

議題1 令和6年度認証アーキビストの認証の実施結果について

○高埜委員長 本日の議題に入りたい。

議題1「令和6年度認証アーキビストの認証の実施結果について」、事務局より説明をお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 資料1に基づき説明

資料1「令和6年度認証アーキビストの認証の実施結果について」をご覧いただきたい。

令和6年度認証アーキビストの認証については、令和6年12月9日に可否結果を申請者に通知し、12月24日に当館ホームページで実施結果の公表をした上で、令和7年1月1日付けで32名を認証した。令和2年度の認証開始以降、認証数は計355名となった。資料1では都道府県毎（住所地）の認証アーキビスト数をお示ししている。これまで認証者が0人であった鹿児島県で認証アーキビストが誕生した。

説明は、以上である。

○高埜委員長 ただいまの説明に関して、確認事項等があればご発言いただきたい。

○福井委員 これまでに認証された方について、職域別や所属別で分類した資料は公表していないのか。認証者が各地の公文書館に何人おり、職域別でどの程度の認証者がいるかが把握できると参考になることもあるかと思い、お尋ねした。

○小宮山上席公文書専門官 これまでに認証された355名を所属別に分類した資料は公表していない。ただし、館ホームページで毎年公表しているアーキビスト認証の実施結果において、当該年度の認証者の男女別、所属別、世代別による人数を掲載しており、認証時における年度毎の内訳は確認できるようにしている。

○中島統括公文書専門官 この5年間における大まかな傾向を申し上げますと、ほぼ半数が公文書

館等にお勤めの方であり、その他に博物館、図書館、財団等の民間などにお勤めの方や、わずかではあるが国や地方公共団体の行政職の方がおられる。

なお、当館では、認証アーキビストや准認証アーキビストの在籍の有無及び人数等の情報を公文書館等からお寄せいただく方向で現在準備を進めている。これにより、今後は各公文書館における認証者の在籍状況を横に並べて確認できるようになると考えている。

○高埜委員長 集計データを本委員会にも共有いただけると、そこから今後の展望や課題が見えてくると思う。よろしく願いたい。

また、来年度の認証についても、これまで同様に準備を進めていただきたい。

議題 2 認証アーキビスト審査細則第 2 条に定める科目・研修について

○高埜委員長 続いて、議題 2「認証アーキビスト審査細則第 2 条に定める科目・研修について」である。

アーキビスト認証委員会運営細則第 4 条第 3 項では、「委員長は、委員会が必要と認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見を求めることができる。」と規定している。これにより、議題 2 に係る資料 2 別紙の内容について、本日の委員会において、参考人として神戸大学及び駒澤大学の担当の先生方にご出席いただくこととしたいと考えるが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

○高埜委員長 それでは、神戸大学及び駒澤大学の先生方、入室いただきたい。

(神戸大学、駒澤大学、オンラインにて入室)

○高埜委員長 事務局より議題 2 について説明をお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 資料 2 に基づき説明

資料 2「認証アーキビスト審査細則第 2 条に定める科目・研修について」をご覧ください。

「1 新規参画予定の大学院修士課程の科目確認結果」であるが、高等教育機関向けの個別説明会を開催し、神戸大学と駒澤大学の 2 校から手が挙がった。大学院修士課程の科目について、ヒアリング・参考資料の提供により、「アーキビストの職務基準書」に示された知識・技能等が体系的に修得可能であるか確認を行った。資料 2 には、各校の該当する科目名を列記している。

まず、神戸大学については、別紙の 1 ページの様式 1 をご覧いただきたい。名称は「神戸大学准認証アーキビスト養成プログラム」で、設置の根拠は「神戸大学准認証アーキビスト養成プログラムに関する申合せ」としている。カリキュラムの内容は必修 7 科目 12 単位であり、人文学研究科と法学研究科で開設される。また、両研究科に加え、大学文書史料室、地域連携推進本部、DX・情報統括本部情報基盤センターが開講に協力する形となっており、合計 5 部局で授業が構成されている。様式 2 に各科目の詳細が示されている。様式 3「科目と審査規則別表 1 との対応関係」において、7 科目 12 単位で認証アーキビスト審査規則別表 1 に定める知識・技能等の内容の 14 項目を全て満たす構成となっていることがわかる。

次に、駒澤大学については、別紙の 21 ページの様式 1 をご覧いただきたい。設置の根拠は駒澤大学大学院学則及び駒澤大学大学院学位規程である。カリキュラムの内容は 4 単位の通年必修科目が 3 科目で合計 12 単位としており、人文科学研究科歴史学専攻に設置されている。各科目の詳細は様式 2 に示されている。また、様式 3 において、3 科目 12 単位で認証アーキビスト審査規則別表 1 に定める知識・技能等の内容の 14 項目を全て満たす構成となっていることがわかる。

以上、神戸大学及び駒澤大学における大学院の科目が、「アーキビストの職務基準書」に

示された知識・技能等を体系的に修得可能であることを確認した。なお、科目の開講は、事務局において令和7年4月以降に確認を行う。

続いて、「2 既存科目・研修のフォローアップ結果」であるが、既存の8大学院及び2研修機関について、認証アーキビスト審査細則第2条に定める科目・研修のフォローアップを行い、引き続き認証アーキビスト審査規則別表1に対応していることを確認した。

説明は、以上である。

- 高埜委員長 それでは、確認事項等があればご発言いただきたい。また、神戸大学、駒澤大学の各科目の内容についてご質問等がある場合は、両校の先生方よりご回答いただきたいと思う。

まず、私から神戸大学へ質問をさせていただきたい。神戸大学は全学の大学院生を対象にして、様々な分野の教員が授業を担当するスタイルであり、これまでの既存の大学とは異なるプログラムの在り方だと思う。全学を対象とするに当たってのコンセプトやプログラム全体の考え方について伺いたい。

- 野邑室長補佐 神戸大学では、本プログラムを教員免許や学芸員資格と同じような資格取得のための科目と認識している。そのために、部局の垣根を越えてすべての大学院生を対象とし、それぞれの科目について専門的知見を持った教員が担当することで、全学の大学院生に門戸を開いたプログラムとなっている。

- 高埜委員長 プログラムの名称を「准認証アーキビスト養成プログラム」としているが、過渡的な措置ではなく、これがプログラムとして最終的な形であると理解してよいのか。神戸大学ではアーキビスト養成の専攻を今後設置するという考えはないのだろうか。

- 野邑室長補佐 そのとおりである。認証アーキビストになるための3要件のうち「知識・技能等」の修得により、「国立公文書館が認定する准認証アーキビストの資格取得」することを目的としたプログラムと捉えている。また、5部局が自らの専門性を活かして協力し合いながらプログラムを運用する仕組みとしており、プログラム全体の調整も特定の部局が主導するのではなく、5部局の連絡会議において行うこととしている。そのため、いずれかの部局にアーキビスト養成の専攻を設置するというようなことは考えていない。

- 高埜委員長 例えば、教員免許や学芸員資格の場合は、資格取得のための委員会や、あるいは課程事務室などが設置されると思う。「プログラム」に関する事務面はどのように運用されるのか。

- 野邑室長補佐 科目履修に関する事務は、人文学研究科及び法学研究科の各教務担当の事務が担当する。5部局による連絡会議に関する事務及び議長は、大学文書史料室が務める分担となっている。

- 大友委員 神戸大学の様式1には、科目等履修生や聴講生などは「プログラム」を履修できない旨が記されているが、どのような理由によるか伺いたい。他大学の学生も受講できることが望ましいと思う。

- 野邑室長補佐 法学研究科では科目等履修生を現行でも受け入れることができるが、人文学研究科には科目等履修生の受入れ規定がなく、規則改正が必要となる。そのため、まずは神戸大学の正規の大学院生に対して開講し、社会人等への門戸開放については、今後の課題としているところである。

- 福井委員 高埜委員長のご指摘のとおり、神戸大学は新しいタイプのプログラムだと思う。2点伺いたいのだが、地域連携ではどのようなことを受講生に学ばせるのか、また、法学研究科の「法学基礎論特殊講義」及び「アーキビストと法特殊講義」では、行政組織法の観点、あるいは人権保護の観点を軸とした内容を想定しているのか、それぞれお聞かせいただきたい。

- 松下特命准教授 地域連携について、私から回答したい。様式1の「特色・備考」でも触れているが、神戸大学では阪神・淡路大震災以来、被災資料の保全・活用に取り組み、そのボランティア活動である歴史資料ネットワークや震災資料を集める震災文庫の活動に結実している。また、平時の地域連携がやはり大事であろうということで、地域に残された歴史資料を地域住民、行政の方々と共に保全・活用していくため、2002年度に地域連携のセクションが人文学研究科の中に立ち上がり、また、翌年度に地域連携推進室（現・地域連携推進本部）

が全学の組織として立ち上がり、20年以上の活動を続けている。そうした信頼関係の中で地域と築き上げてきたアーカイブ施設とさらに連携を深めながら、この「プログラム」を実施し、館内資料のみならず地方（じかた）資料の保全と活用についても指導したいと考えており、既に県内のアーカイブ施設の方々とも連携・協力をいただくことを同時並行的に進めているところである。

- 福田教授 法学関係の科目については、私から説明申し上げる。「法学基礎論特殊講義」は、新設科目であるためシラバスの詳細は担当教員により今後詰めていくことになるが、基本的に授業構成は、法学全体について専門的な学習機会がなかった受講者を想定し、いわゆる学部1年生で勉強するような「法とは何か」ということを理解するところから始める。その後、実際の実務に関係する公文書館法や情報公開法などの知識を深めていくという内容の予定である。
- 福井委員 地域連携について、さらに伺いたいのだが、県内で連携を予定している施設を具体的に示していただけないだろうか。
- 松下特命准教授 話を進めているところとしては、あまがさきアーカイブズや神戸市文書館がある。また、兵庫県公館県政資料館とも長年に渡り交流がある。アーカイブ施設だけではなく、博物館や図書館等も含め、県内の施設と常に連携をしている。
- 福井委員 地域連携について、よく分かった。
- 高埜委員長 それでは、続いて駒澤大学へ伺いたい。
駒澤大学では、プログラムを受講できるのは歴史学専攻の大学院生に限るのか。
- 熊本教授 まずは、歴史学専攻に籍を置いている大学院生、とりわけ修士課程の大学院生を対象にするところから始める。将来的には、他の研究科や専攻と連携することも考えている。
- 太田委員 神戸大学の場合では、法学を学んだことがない受講生のために基礎的な内容から教えるといった工夫の説明があった。駒澤大学では歴史学専攻の大学院生を対象を絞るとのことだが、歴史学の学生にアーカイブズを教える上で、カリキュラムについて工夫されたことがあれば伺いたい。
- 熊本教授 駒澤大学では、2005年度から、学部において通年2科目、大学院において通年3科目のアーカイブズ科目を設置しており、公文書管理法や情報公開法についても学んでいる。
修士生が実際に文書館等に就職したとき、どのような仕事をするかを考えると、寄託・寄贈文書として家文書が相当数あり、古文書の整理が地域貢献という観点からしても重要な業務になると思う。その意味では、歴史学専攻ならではの強みとして、公文書の構造論や古文書の読解など専攻として培ってきたノウハウを活かせる形としている。
- 太田委員 アーキビスト認証に参画している既存の大学院の科目では、通年3科目で構成される事例はこれまでになく、駒澤大学が初めての試みだと思う。どのような考えに基づきこのような科目構成としたかを伺いたい。
- 熊本教授 駒澤大学では長らく全学的に通年科目を主たる科目構成としており、通年科目であることに特段こだわったわけではない。科目を半期科目にすることも検討しているが、学内のルールとして科目の設置に至るまで手続に一定の期間を要するため、まずは通年科目で始めることにしたいと考えている。なお、現状の各科目は、学習内容を前期・後期で明確に整理しており、科目の構成内容はほとんど変えることなく、学びの内容も継承しスムーズに半期の科目へ移行できるようにしている。
- 大賀委員 アーキビスト認証に参画している既存の大学院では、実習を設けているところがある。駒澤大学では、プログラムに実習を組み込むことは考えていないのか。様式2の「アーカイブズ資源論」において、前期講義の「第11回～第14回の「評価・選別」を、神奈川県立公文書館にて実施予定（講義＋実習の形式にて）」とあるが、これは実習に代わる位置づけなのか、それとも課外授業による講義という考え方となるのか。
- 熊本教授 神奈川県立公文書館における評価・選別については、実際に同館へ赴き、職員によるレクチャーを受け、選別基準等のマニュアルを踏まえながら選別作業をしてもらうというものであり、その意味では単純な座学とは言えず実習に当たると考えている。なお、神奈川県立公文書館における講義は、同館に4回通うのではなく、90分の講義4回分に相当する時間数を集中的に実施することとしている。

この他、「アーカイブズ概論」であれば、放送ライブラリーに赴いて6回分に相当する授業内容の時間を使い、映像資料や音声記録の管理、あるいは保存や利用の課題について学び、「アーカイブズ管理論」においても、神奈川大学常民文化研究所に赴き、アーカイブズの保存や修復について学ぶというように、実習的な時間を設けている。様式1の「特色・備考」でもお示ししているように、本課程の特徴は、座学に加えて、保存・修復や、デジタルアーカイブズの画像処理及び評価・選別のための実習を取り入れている点にあり、座学と実習、そして歴史学とその周辺分野をバランスよく配置している。

○福井委員 駒澤大学のカリキュラムでは、「アーカイブズ概論」において、音声映像記録に相当の比重を置いていることが個性的であると思う。この点をアピールしようという具体的な考えがもしあれば伺いたい。また、同じく「アーカイブズ概論」において海外の公文書館、特にアジアの公文書館制度について多くの時間を割いている点も特徴的だと思う。このことに関して特に注目すべきところがあれば説明いただきたい。

○熊本教授 海外の公文書館に関する内容は、他より比重を大きくしていると認識しており、これは歴史学専攻に設置することの強みが表れていると考えている。本専攻の大学院生が歴史研究に取り組む際は、海外も含めたアーカイブズを利用することになるが、文書を読み解くとき、単に字面を追えばよいわけではなく、その国の文化の成り立ち、アーカイブズそのものの構造論や全体の中における利用資料の位置づけといったことへの理解が重要となる。そのような内容を科目の中で扱うことは極めて有用であると考えている。

○佐々木教授 様々な国の公文書館がどのような成り立ちで、現在どのように利用されているかを知ることは、歴史研究だけにとどまらずアーキビスト養成としても大切であると考えており、多くの時間を割いて教えることにしている。

○加藤教授 アーカイブズは海外とのつながりやネットワークが重要だと思う。また、デジタルの問題を考えたとき、ドメスティックに取り組んでも意味がなく、海外の知見や最新の事情も知っておく必要がある。本カリキュラムでは、こうした最新の状況を常に身に付けてもらいたいということを念頭に置いている。デジタルや映像音声資料についても、近年のアーカイブズを考える上では非常に重要であり、これを抜きにしては語れないため、これらに関しては電子文書の問題も含めてカリキュラムの特徴にしたいと考えている。

○高埜委員長 このほかに、ご質問等はないだろうか。

それでは、神戸大学、駒澤大学の先生方には、ご出席いただきありがとうございました。

両校のアーキビスト養成が今後さらに発展することを期待している。ここで両校の先生方にはご退出をお願いしたい。

(神戸大学、駒澤大学、退出)

議題3 認証アーキビストの登録料及び更新料の見直しについて

○高埜委員長 続いて、議題3「認証アーキビストの登録料及び更新料の見直しについて」、事務局より説明をお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 資料3に基づき説明

資料3「認証アーキビストの登録料及び更新料の見直しについて」をご覧ください。

まず、「1 経緯」であるが、現在、認証アーキビスト審査規則に規定する登録料は3,000円、更新料も同じく3,000円としており、認証状交付時に送付するものは、認証状、認証状収納フォルダ、認証カードの3点である。ところが、近年の諸物価高騰や郵便料金の値上げにより、令和4年度以降は、1人当たりの認証状等の印刷経費が登録料の3,000円を上回る状況となっており、特に令和6年度は入札の結果が登録料を大幅に超過した。

以上を踏まえ、「2 変更理由」であるが、従来のとおり、認証状、認証状収納フォルダ、認証カードの3点を送付する場合、登録料及び更新料の大幅な値上げが必要となるが、一方で大幅に料金の値上げをすると、申請を見合わせる申請者も出てくると考えられる。そこで、令和7年度から登録料及び更新料、並びに認証状交付時に送付する内容を見直すこととしたい。まず、登録料は3,000円から4,000円、認証状交付時に送付するものは、認証状

及び認証状収納フォルダのみに変更する。また、更新料は 3,000 円から 2,000 円、認証状交付時に送付するものは、認証状のみに変更する。

最後に、「3 今後の対応」であるが、登録料及び更新料の見直しに伴い、議題 4 とも関わるが、認証アーキビスト審査規則を改正する。また、その周知も必要となる。令和 7 年度から認証アーキビストの申請が 6 月 1 日からとスケジュールが早まるため、速やかに館ホームページにおいて登録料及び更新料の変更の案内を掲載するほか、関係機関や認証アーキビストへ個別にメール等で連絡をし、できる限り早く周知を図りたいと考えている。

説明は、以上である。

○高埜委員長 ただいまの説明に関して、ご質問やご意見等があればお願いしたい。

認証カードの印刷等の経費は相当高額なのか。

○小宮山上席公文書専門官 そのとおり。業者により価格は異なるところではあるが、認証カードは高額となっている。認証カードを除くと、概ね 4,000 円に収まる見込みである。

○高埜委員長 登録料の値上げには抵抗感も覚えるが、現状ではやむを得ないのかもしれない。先生方からご意見はあるだろうか。

○井口委員 認証の更新時において認証カードを送付しない点は、既存の認証者に対してしっかりと周知していただきたいと思う。

○小宮山上席公文書専門官 認証アーキビストに対しては、様々な場面で周知を行い、変更の経緯も含め丁寧な説明をしていきたい。

○高埜委員長 それでは、認証アーキビストの登録料及び更新料の見直しについては、お示しいただいた案のとおり進めていただきたい。

議題 4 認証アーキビスト審査規則・同細則、准認証アーキビスト審査規則の改正について

○高埜委員長 続いて、議題 4 「認証アーキビスト審査規則・同細則、准認証アーキビスト審査規則の改正について」、事務局より説明をお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 資料 4 に基づき説明

資料 4 「認証アーキビスト審査規則・同細則、准認証アーキビスト審査規則の改正について」をご覧ください。

まず、「1 認証アーキビスト審査細則の改正」については、議題 2 を踏まえ、新規参画予定の大学院修士課程の科目を認証アーキビスト審査細則に追記する。

次に、「2 認証アーキビスト審査規則の改正」については、議題 3 を踏まえ、認証アーキビスト審査規則に規定する認証の登録料は「3,000 円」を「4,000 円」に、同規則に規定する更新料は「3,000 円」を「2,000 円」に改める。

続いて、「3 認証アーキビスト審査規則及び准認証アーキビスト審査規則の改正」については、令和 7 年 6 月 1 日の改正刑法施行に伴い、認証アーキビスト審査規則及び准認証アーキビスト審査規則における「禁錮」を「拘禁刑」に改正する。

なお、別紙の新旧対照表では、改正箇所について赤字でお示ししている。

説明は、以上である。

○高埜委員長 ただいまの説明に関して、ご質問やご意見等があればお願いしたい。

○井口委員 施行は、いつを予定しているのか。

○小宮山上席公文書専門官 認証アーキビスト審査細則は、大学院修士課程の科目の開講確認をした後となるため、4 月以降を予定している。認証アーキビスト審査規則及び准認証アーキビスト審査規則については、改正刑法の施行が令和 7 年 6 月 1 日であるため、これに合わせて同日施行を考えている。

○高埜委員長 ほかに、ご質問等はあるだろうか。

それでは、規則等の改正については、お示しいただいた案で手続を進めていただきたい。

議題 5 認証アーキビストの認証更新に係る申請受付・審査・公表方法について

○高埜委員長 続いて、議題 5 「認証アーキビストの認証更新に係る申請受付・審査・公表方法

について」、事務局より説明をお願いしたい。

○小宮山 上席公文書専門官 資料5に基づき説明

資料5「認証アーキビストの認証更新に係る申請受付・審査・公表方法について」をご覧ください。認証アーキビストの認証更新について、申請受付から公表までの流れをまとめている。認証アーキビストの認証及び准認証アーキビストの認定と同様、委員会において更新の流れをご確認いただきたい。

まず、「1 申請受付」であるが、委員会事務局は、申請書類が館に到達後、申請書類の確認を行い、委員会事務局は、必要書類の未提出や必要事項の未記入等の不備がなければ、受付処理を行う。次に、「2 審査の依頼」において、館長は、委員会に審査を依頼する。続いて、「3 審査」であるが、委員会事務局は、申請書の記載内容、添付書類の確認等の外形的な確認を行い、委員は、委員会事務局からの確認結果を踏まえ、別紙1記載の審査方法に沿って、あらかじめ事前審査を行った上で、委員会において更新の可否を判定する。なお、別紙1の内容は、第19回アーキビスト認証委員会において既に確認いただいたものである。続いて、「4 審査結果の報告」において、委員会は、審査の結果を館長に報告し、館長は、認証アーキビスト審査規則に基づいた手続を進め、更新の可否を申請者に通知する。最後に、「5 公表内容」として、館長は、認証者の一覧を認証アーキビスト名簿に記載し、館ホームページ等で公表する。名簿に記載する内容は、(1)氏名、(2)認証番号、(3)認証年度、(4)認証更新年度、(5)所属名、(6)現住所のうち都道府県名とし、別紙2のとおり、新規認証者の一覧に続けて認証更新年度ごとに氏名の五十音順で記載する。

別紙2では、認証アーキビスト名簿における記載のイメージをお示ししている。まず、「1. 新規」として、従来のとおり、認証年度ごとに新規に認証された方を氏名の五十音順に記載する。ただし、5年の有効期間を経過した方については、この部分から順次名前を削除させていただく。次に、その下の「2. 更新」の部分には、認証から5年が経過し名前が削除された方のうち更新が認められた方を更新年度ごとに掲載する。従って、新規の認証から5年が経過し更新がなされなかった方については、名簿から名前が外れることになる。基本的に、認証アーキビスト名簿では、記載されている認証アーキビストがいつ更新をしたかが分かるようにするとともに、名簿の日付現在において認証が有効である方が確認できるものとして運用したいと考えている。なお、館ホームページでは、各年度においてアーキビスト認証の実施結果を公表しており、当該年度に合格した方の氏名を掲載している。これにより、過去にどなたが合格したかという情報は確認できるようになっている。

説明は、以上である。

○高埜委員長 ただいまの説明に関して、ご質問やご意見等があればお願いしたい。

○大友委員 別紙2の認証アーキビスト名簿のイメージでは、認証アーキビスト各自が、いつ更新する必要があるかが分かりやすく便利だと感じる一方で、更新時期をチェックするためのものという側面が強くなり過ぎているようにも思う。認証アーキビスト名簿と呼ぶ以上、これまでに認証された方の全てを掲載する一覧という考え方もあるのではないかな。例えば、名簿の構成は現行のままとし、更新された方については、各認証者の氏名や所属等の情報に続けて、その後ろに更新された年度を付記するということでもよいのではないだろうか。

○井口委員 認証アーキビストの認証は有効期間を設けているのであるから、最初にいつ認証されたかという事実自体が長期に渡り継続して大きな意味を持つとは思わない。更新されなかった方が名前を残しておきたいのであれば、准認証アーキビストの認定を各自で受ければよいのではないだろうか。別紙2の認証アーキビスト名簿のイメージは、認証に有効期間があることを踏まえた構成であると理解した。

○太田委員 認証アーキビスト名簿をホームページで公表する意味を考えたとき、認証アーキビスト本人が参照するだけでなく、第三者も当然閲覧するものとなるため、そうした第三者にとって見やすい名簿であることも考慮する必要があるのではないだろうか。その場合、認証年度や認証更新年度に関わりなく全ての方を五十音順で並べたほうが名簿としてはより見やすいものとなる。実際に、現在の認証アーキビスト名簿で特定の個人を探そうとすると、すぐに見つけることができず検索機能を用いて探すことになる。名簿は一般に公開している以上、誰にとってどう便利であるかという観点で考えることも大切であると思う。

- 大友委員 その意味では、ホームページで公表する名簿には並び替え機能を実装したほうがよいのではないかと。認証年度のほか、例えば、五十音順や認証更新年度別に並び替えられるようにしてはどうだろうか。
- 高埜委員長 認証者を五十音順に並べた一覧を名簿の最後に掲載するという方法もありえるのではないかと。一覧が2つあっても特段問題はないと思う。
- 中島統括公文書専門官 認証アーキビスト名簿の作成は、アーキビスト認証の運用面に当たるものであり、また名簿の形式も一度決めたものが不変であるわけでもない。ここまでいただいたご意見を踏まえ、認証された方が実際にこの名簿をどのように使用されるかという点も考慮した上で、引き続きいくつかパターンを検討し、工夫の余地がないか改めて確認したいと考える。
- 高埜委員長 それでは、認証アーキビスト名簿については、事務局で引き続きご検討いただきたい。

議題6 その他

- 高埜委員長 続いて、議題6「その他」について、事務局より説明をお願いしたい。
- 小宮山上席公文書専門官 資料6に基づき説明
 資料6「令和6年度 アーキビスト認証に係る普及・啓発活動」をご覧ください。
 まず、「1 申請者向け説明動画の公開」であるが、准認証アーキビストの認定が始まり、来年度からは認証アーキビストの更新申請が行われるため、准認証アーキビスト、認証アーキビストの認証及び認証更新の3種の説明動画を公開した。
 次に、「2 説明会等の実施」であるが、アーキビスト認証に関する説明会等を今年度は合計6回実施した。
 続いて、「3 情報誌・広報誌等への執筆・寄稿」であるが、まず、当館の情報誌『アーカイブズ』に、当館のアーキビスト認証担当が執筆した「准認証アーキビストの認定開始について」と題する記事を掲載したほか、中央大学及び筑波大学よりアーキビスト養成プログラムについて寄稿いただいた。あわせて、「認証アーキビストだより」のコーナーに合計4名の認証アーキビストから寄稿いただいた。また、当館の広報誌『国立公文書館ニュース』では、第40号において「特集 記録を未来につなぐスペシャリスト アーキビスト認証について」という特集記事を掲載したほか、各号の「アーキビストに聞く」のコーナーに合計4名の認証アーキビストのインタビュー記事を掲載した。
 続いて、「4 認証アーキビストセミナーの開催」であるが、これは今年度から始めた新たな取組となる。認証アーキビストに求められる知識・技能等を更新し、その資質向上を図る目的で、認証アーキビストを対象とした「認証アーキビストセミナー」を、令和7年2月1日にオンライン形式で開催した。講師はアーキビスト認証委員会委員の太田富康先生をお願いをし、「トータル・アーカイブズへの視線と法制度、専門職」というタイトルでご講演いただいた。当日は、73名の認証アーキビストが参加され、大変好評であった。認証アーキビストセミナーについては、来年度以降も継続的に開催してまいりたいと考えている。
 最後に、「5 その他」として、まず、当館の主催する研修における講義や依頼を受けて出講している東北大学での講義の中で、館職員がアーキビスト認証について紹介したほか、2月23日に認証アーキビストの有志が実行委員を務めて開催した「認証アーキビストが一堂に会する会2025」において、当館のアーキビスト認証担当が認証アーキビストの更新申請方法等について説明を行った。また、3月17日には、認証アーキビスト養成を継続・発展させるため、養成を行う各機関の担当者間の連携を密にし、協力を図ることを目的とした、「認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会（仮）」の設立を行い、第1回連絡会を開催する予定である。
 説明は、以上である。
- 高埜委員長 令和6年度の普及・啓発活動について、お気づきの点やアドバイスを含めご意見等があればお願いしたい。
 認証アーキビストセミナーの参加者が全認証者355名に対し73名であった点について、

多いと見るか少ないと見るかの判断は難しいが、いずれにしても研修等へ認証アーキビストが実際に参加できるかは職場の問題でもある。様々な機会を通じて国立公文書館から各職場に対し、認証アーキビストが研修等で研さんを積むことの意義を伝えていく必要はあると思う。

○小宮山上席公文書専門官 これまでも、全国公文書館長会議や内閣府主催の公文書管理フォーラム等を通じて、地方公共団体等にアーキビスト認証の仕組みや認証アーキビストについての理解を呼びかけてきた。今後はそうした場において、認証アーキビストセミナーについても同様に周知を図ってまいりたい。

○井口委員 認証アーキビストセミナーの出席者数は多いと捉えてよいのではないか。実施した曜日や時間帯にもよるとは思うが、「認証アーキビストが一堂に会する会」の参加者はこれまで40～50名程度であったと記憶する。

○大友委員 国立公文書館から認証アーキビストに対しては、緊密に情報提供を行うことが重要ではないかと思う。例えば、国立公文書館の情報誌『アーカイブズ』は、URLをメール連絡すれば、インターネット上で記事を読むことができる。「認証アーキビストだより」が掲載されるたびに案内を送るなど認証アーキビストに直接関わる情報に加え、国立公文書館の一般的な広報も含めて、様々な内容の情報提供を行ってはどうだろうか。

○中島統括公文書専門官 これまで当館から認証アーキビストに行っていたメール連絡は、所属先等の変更確認や説明会の開催案内など、必要最小限で比較的に事務的な内容に限られていた。今後は、大友委員のご指摘のとおり、認証アーキビストの所属先になるような関係機関や認証アーキビスト個人に対して、より密なコミュニケーションを図ってまいりたい。

今年度から始めた新たな取組である認証アーキビストセミナーに即して言えば、セミナーを開催した後、参加者に限らず全ての認証アーキビストを対象としたアンケートを行い、全認証者の約3割に当たる108名から回答をいただいた。参加された方からは非常に有意義であったというご意見を多くいただき、参加されなかった方からも今後は参加したいとの回答を得ている。引き続き、多くの方がセミナーを受けやすくなるような環境づくりに取り組むとともに、様々な方法により、認証アーキビストとのコミュニケーションを深めてまいりたいと考える。

○高埜委員長 このほかに、ご意見等はあるだろうか。

「認証アーキビスト養成に係る教育・研修機関連絡会（仮）」は、アーキビスト認証においても重要なものになると考える。神戸大学の取組はこれまでの各大学とも異なるスタイルであり、新たな刺激になると思う。教員免許や学芸員資格と類似した位置づけとする考え方は、他校でも今後あり得るだろう。連絡会において、こうした事例紹介がなされると大いに参考になるのではないか。

ところで、第1回連絡会は、対面で行うのか。

○小宮山上席公文書専門官 オンライン形式による開催を予定している。

○高埜委員長 承知した。

それでは、本日の議題は以上となる。最後に、中島統括公文書専門官よりご挨拶を頂戴したい。

○中島統括公文書専門官 委員の先生方におかれては、本日も熱心にご議論いただきありがとうございました。

本日ご議論いただいた件については、当館で引き続き実施に向けて準備を進めさせていただく。次回の委員会は、6月を予定しており、准認証アーキビストの申請に係る審査を行う。また、来年度からは認証アーキビストの認証更新に係る審査もある。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

○高埜委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局より、事務連絡等があればお願いしたい。

○小宮山上席公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認いただきたい。

○高埜委員長 以上をもって、第29回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上